

様式第2号（第5条関係）

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	教育委員会事務局学校教育部学事課
件名	さいたま市学籍管理システムソフトウェア等賃貸借（再リース）
借入場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和7年9月12日
契約の相手方名	(株) J E C C
契約金額	957,880円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>児童生徒の学籍管理に係る諸々の事務処理をシステム化し、市立小中学校において転入出等の状況を速やかに把握するために、令和2年10月1日に調達した学籍管理システムの稼働に必要なソフトウェア等を令和7年9月30日まで借り受けている。</p> <p>本調達は、学籍管理システムの連携元である学齢簿システムの標準化システム移行を控えており、更改作業を実施することが困難なことから、令和9年1月1日から機器更改するにあたり、令和8年12月31日まで再リースを行い、引継ぎシステム稼働に必要なソフトウェア等を借り受けるものである。</p> <p>学籍管理システムのソフトウェア等の権利は、現在の契約相手方である株式会社J E C Cが有しております、他事業者から再リースすることはできない。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第3項の規定により随意契約によるものとし、既存さいたま市学籍管理システムソフトウェア等賃貸借事業者である株式会社J E C Cを相手方として選定するものである。</p>

様式第2号（第5条関係）

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	教育委員会事務局学校教育部学事課
件名	さいたま市学籍管理システム機器等賃貸借（再リース）
借入場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和7年9月12日
契約の相手方名	(株) J E C C
契約金額	3,014,531円（月額）
随意契約によることとした理由	<p>児童生徒の学籍管理に係る諸々の事務処理をシステム化し、市立小中学校において転入出等の状況を速やかに把握するために、令和2年10月1日に調達した学籍管理システムの稼働に必要な機器等を令和7年9月30日まで借り受けている。</p> <p>本調達は、学籍管理システムの連携元である学齢簿システムの標準化システム移行を控えており、更改作業を実施することが困難なことから、令和9年1月1日から機器更改するにあたり、令和8年12月31日まで再リースを行い、引継ぎシステム稼働に必要な機器を借り受けるものである。</p> <p>学籍管理システムの機器等の権利は、現在の契約相手方である株式会社J E C Cが有しております、他事業者から再リースすることはできない。</p> <p>以上により、本調達は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、地方自治法234条第3項の規定により随意契約によるものとし、既存さいたま市学籍管理システム機器等賃貸借事業者である株式会社J E C Cを相手方として選定するものである。</p>

様式第2号（第5条関係）

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	中央図書館 管理課
件名	さいたま市図書館電算システムサーバ機器等賃貸借
借入場所	さいたま市データセンター
契約締結日	令和7年6月10日
契約の相手方名	株式会社サン・データセンター
契約金額	6,671,500円 (月額)
随意契約によることとした理由	<p>本賃貸借契約は、さいたま市図書館の電算システムを安定的に運用するために必要なサーバ機器等を賃借するものである。</p> <p>本事業は一般競争入札の方法により入札を行ったが、入札の結果、予定価格の範囲内で入札した業者がいなかつたため、参加業者に意向を確認し、随意契約に応じた者と交渉し、その業者と随意契約を締結したものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>